

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
本日をもって召集されました平成25年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
4番 本間 秀正議員、5番 石川 康弘議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は6月11日から6月12日までの2日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は6月11日から6月12日までの2日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 議員の辞職許可報告をいたします。
閉会中の平成25年5月29日に、近藤 長一郎議員から5月31日付けをもって議員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、5月31日にこれを許可しました。
以上、南幌町議会会議規則第99条第2項の規定により報告いたします。
- ・2番目 産業経済常任委員の選任報告をいたします。
産業経済常任委員の選任については、南幌町議会委員会条例第7条第4項の規定により、産業経済常任委員に佐藤 妙子議員を指名しましたので、報告いたします。
- ・3番目 議会運営委員の選任報告をいたします。
議会運営委員の選任については、南幌町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員に熊木 恵子議員を指名しましたので、報告いたします。
南幌町議会委員会条例第8条第2項の規定による産業経済常任副委員長長の互選のため、互選終了まで休憩いたします。
(午前 9時33分)
(午前 9時37分)
- 議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
・4番目 産業経済常任副委員長長の選任報告をいたします。
産業経済常任委員長より産業経済常任副委員長に内田 恵子議員が

互選された旨、報告がありましたので、これをもって報告といたします。

・ 5 番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・ 6 番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成 25 年 4 月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・ 7 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本定例会にあたり 2 件の行政報告を申し上げます。初めに、南幌工業団地用地の売却成約についてご報告いたします。用地を取得いただいた企業は、現在、南幌工業団地において、廃プラスチック類のリサイクル業を営み、札幌市に本社があります大富工業株式会社でございます。事業内容の拡充により、現在の敷地では手狭になったことから、隣接地 3, 510.06 平方メートルを新たに取得いただいたものであり、去る 5 月 17 日に土地売買契約を締結いたしましたのでご報告いたします。

次に、農作物の生育状況についてご報告いたします。3 月から 4 月上旬にかけて融雪の遅れや降雨に伴う圃場の渴きが進行しなかった影響から農作業の遅れ、4 月中旬から 5 月上旬にかけて低温や日照不足から生育の遅れが心配されていたところでございます。空知農業改良普及センター空知南西部支所の 6 月 1 日現在の作物状況調査によりますと、水稻につきましても、例年より 4 日ほど遅く、5 月中旬より田植え作業が始まり、5 月下旬に 9 割以上が作業を終えたところであります。移植後におきましても天候も回復傾向にあり、生育はおおむね順調に推移しております。その後、6 月に入りまして好天が続いたため、田植え後の苗傷みもなく、活着が例年より早く、かなり回復傾向にあると思います。秋まき小麦は、融雪の遅れなどから生育が心配されていましたが、草丈は短いものの、茎数は平年並みとなっております。大豆、甜菜は、水稻作業の遅れから例年より 4 日程度、播種作業が遅れております。また、キャベツなどの野菜につきましても、他と同様に低温や日照不足の影響から、早い時期に移植されたものに生育の遅れがあります。以上のように、今年については、春先の天候不順から各作物の遅れはありますが、今後は、天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられますように関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましても報告済みといたします。

●日程 4 南空知葬斎組合議会議員の補欠選挙についてお諮りいたします。

南空知葬斎組合議会議員の補欠選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに

決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

南空知葬斎組合議会議員に菅原 文子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、南空知葬斎組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、南空知葬斎組合議会議員に菅原 文子議員が当選いたしました。

●日程5 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

本日は3点、町長にご質問させていただきます。初めに、1点目に胃がん予防について。内閣府による2013年の日本の平均寿命は、男性79.59歳、女性86.35歳と世界のトップレベルにあります。しかし、寝たきりなどにならず、介護を必要としないで暮らせる期間を意味する健康寿命となると、平均寿命と健康寿命の間にある空白は自力での生活が不安になり、高齢者にとっては苦難の歳月を余儀なくされます。

急速に進む本町の高齢化対策では町民の健康予防対策を具体化するため、一次予防に重点をおきながら、健康寿命の延命に向けて目標を設定しています。その中でも平成17年と22年では、死亡原因1位ががんによるものでした。特に胃がんで亡くなる人のほとんどが50歳以上で、その原因の95%以上はピロリ菌が原因です。ピロリ菌を除菌することで、がんを防げる胃がん対策なども大切と考えます。今後も高齢化に伴い、がん患者の増加が予想されます。そのためには検診率を上げ、重症化を予防し、がんによる死亡を防ぐことが重要です。これからの胃がん予防を、どのように考えるかお伺いいたします。

議長
三好町長

町長。

佐藤議員の胃がん予防についてのご質問にお答えします。

胃がんによる死亡率は年々減少傾向にあるものの、本町では毎年数名の方が亡くなられており、その予防や検診による早期発見、早期治療などの対策が大変重要であると考えております。さらに、昨年6月、厚生労働省で策定した、がん対策推進基本計画では、胃がんの原因として関与が高い因子としてピロリ菌を挙げておりまして、そのピロリ菌の除菌治療が胃がんの発症リスクを減少させることができるとして、本年2月より慢性胃炎が確認された場合、ピロリ菌の除菌治療を保険適用に拡大となったことから、国でもその効果は認めているものと認識しております。

なお、本町の胃がん検診の方法は、国のがん検診実施方針に基づき、問診と胃部エックス線検査を基本に実施しておりますが、近年では、任意でピロリ菌検査を加えて実施している自治体もあることは承知しております。このような中、現在、厚生労働省では、がん検診のあり方に関する検討会を設置して、市町村で実施するがん検診内容や受診率向上施策などの検討が行われており、また、昨年の道議会において、胃がん予防対策の一般質問に、高橋知事が「ピロリ菌検査を含め、国において研究や検討を行っているものが、できる限り早く検診に反映されるよう、国の動向を注視したい」と答弁されております。そのようなことから、本町といたしましても、国や道の動向を踏まえた中で一体的に胃がん予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、胃がんを初め、がん全体の予防対策といたしましては、今年3月策定した第2期南幌町健康づくり計画において、検診受診による早期発見、早期治療に努めて重症化予防を図っていくことと、がん発症の原因として関係の深い喫煙や塩分の過剰摂取など生活習慣の改善が重要であると位置づけておりますので、今後も健康教育等を通じて、がんの発症予防について町民の皆様へ周知していきたいと考えております。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

私も胃がん対策の突破口はピロリ菌の除菌だと思います。ピロリ菌の除菌による胃がんの予防の効果を世界で初めて明らかにした北海道大学の浅香教授のお話によると、胃がんには特徴があって、世界で胃がん で亡くなる56%が、韓国と中国と日本の3カ国に集中しています。それで、アジアの地方病とも言われています。どのように感染するかは十分にはわかっていませんが、多くの方が乳幼児に口から感染したと考えられます。特に、上水道の設備が整っていない時代に生まれ育った世代の人で高い感染者となっています。胃がんの原因の95%はピロリ菌の感染者で、60代では80%、50代では50%以上の方が感染者と考えられています。そして、胃がんで亡くなる方の97%が50歳以上であり、50歳以上を対象に適切な検査除菌を行うことにより、胃がんを撲滅する可能性が高いということでございます。私の身近でも胃がんで命を失った方や、治療を受けている方がたくさんいらっしゃいます。除菌と検査により多くの命が救え、医療費も大幅に縮減されることも可能でございます。今後も胃がんの死亡者は増える傾向にあつて、まさに今、手を打つことが重要と考えます。除菌は本年度、公明党の実績で保険が適用されました。住民が元気で健康に暮らせる南幌の施策として、まず、ピロリ菌検査を特定健診項目やがん検診の中に、またはオプションとして組み入れることができないか、お尋ねいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をいたしましたけれども、いろいろ私なりにもいろんな調査をしながら、国の動向も、あるいは北海道の動向も重要な部分であろうと思います。また、それができる医療機関がどのぐらいあるのか。

この辺が非常に少ないようであります。ですから、一概に今すぐやれるかということ、いろいろな要因がございますので、私どもはいろいろそういう、国、道の動向を探りながら、住民にとって安心な、健康な体づくりに適用ができるよう、これからも検討させていただきたいというふうに思っています。

議 長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

今のご答弁をお聞きして少し前向きに考えていただけたのかなど、そのようにちょっと感じているわけがございますけれども、本町で去年のがん患者は87名、そのうち死亡された方は27名です。その中で胃がんによる死亡者は5人ということをお聞きしております。予防対策としてできることは本当に努力すべきと考えております。検査の方法は、先ほどのピロリ菌の検査の方法なんですけれども、容器に息を吹き込むだけでピロリ菌の感染が、これはわかるもので、この段階で除菌をすることで胃がん発生を防ぐことができれば大変効果があると考えています。事業費としては、治療費の10分の1のコストで対応できるとの試算もございます。いろいろ実施されている所としては、高知県の日高村という所では、本年度から特定健診と同時にピロリ菌の検査を受けた場合に1,700円の自己負担でできるようになりました。本当に増え続けるがん患者の命を守るためにも、ぜひ取り組む必要があると考えます。再度確認の上で、もう一度ご質問いたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げたように、ピロリ菌検査、いろいろ方法があるようでありまして、今、一番確実なのはABC検診で、血液から検査する方法が一番早いような。ただし、先ほど言いましたように医療機関がそんなに多くありません。ですから、それらの動向も踏まえながら先ほど言ったように検討させていただきますが、幸い、うちの町は胃がん患者が年々減ってきているという実態もございます。それらを含めながら、生活習慣病の問題もございますので、いろいろながん対策、胃がんだけでなく、やはり健康な体をつくるためには健康な生活が大事だろうと思えます。それらの周知もしながら、がん対策も全体を見ながら検討してまいりたいなというふうに思っております。

議 長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

本町における竜巻対策について。先月、アメリカ南部のオクラホマ州で発生した巨大竜巻は想定外の被害をもたらしました。地球温暖化に伴う異常気象による自然被害が国内でも急増し、竜巻による自然災害はいつ、どこで起きてもお不思議ではない状況です。

日本でも昨年5月6日、茨城県と栃木県で発生した竜巻で1人が死亡、300棟以上の住宅が壊滅しました。また、2006年には北海道の佐呂間町で9人が死亡する竜巻が発生しています。

本町の市街地は密集しており、全町バリアフリーのこの町で竜巻が発生すると被害も拡大すると思われませんが、竜巻に対する備えや警報が発

令された場合、また、実際に竜巻が発生したときにどのように避難をすればよいのか戸惑う方も多く出てくると思います。そこで、1、南幌町地域防災計画には、竜巻に対してどのような計画があるのか。2、住民への竜巻に対する防災の意識づけはどのように行うのか。3、学校での竜巻に対する防災教育は考えているのか。以上、3点について町長にお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

本町における竜巻対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の竜巻に対する計画についてのご質問ですが、竜巻による災害は、他の自然災害と比べ発生頻度が低いことから、対策については台風等の風害対策の延長上で捉えていたところであり、南幌町地域防災計画においては、竜巻に特化した対策は規定していないところでございますが、今後におきましては、道の地域防災計画の見直しなどを勘案しながら対応してまいります。

次に、2点目の竜巻に対する意識づけについてのご質問ですが、竜巻等突風の発生を予測することや予防することは現段階では困難とされており、発生した時に適正な行動をとることによって、人的被害が軽減されると考えられることから、竜巻被害の特徴や気象情報の利用方法、身の守り方等について広報等を活用し、啓発・普及してまいります。

次に、3点目の学校における竜巻に対する防災教育についてのご質問ですが、現状では、小学校及び中学校において、それぞれの学校における危機管理マニュアルに基づき、特に火災や地震などの緊急時を想定した避難訓練を年3回程度行っておりますが、竜巻に特化した指導、訓練等は行っておりません。しかし、学習指導要領の中には、防災教育にかかわる内容も含まれており、竜巻を含めた自然災害等について学習しております。今後におきましても、自然災害に対する理解を深め、それに基づく防災対応能力の学習、育成に努めてまいります。

議 長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

ただいま答弁いただきました。本当に自然災害はどのような形でやってくるかわかりませんし、今後とも防災危機意識のほどよろしく願います。また、先ほど広報とかもございましたけれどもホームページや、今後作られるであろうハザードマップですね、そちらのほうもぜひ利用していただき、防災対策をよろしく願います。

再質問はございませんので次に移らせていただきます。

3番目、本町の健康予防の推進について。本町は、生活習慣病の防止対策など様々な取り組みをされて、住民の健康意識も高まりつつあります。働き盛りの40代から60代が多いため、10年から15年先には急激な高齢化が予測され、同時に国保加入者も一挙に増加すると思われ、これからの健康予防は一人一人が健康管理に責任をおき、できるだけ多くの方に検診を受けていただくことが重要です。平成22年の特定健診率では南幌町34%と全道の検診率よりは高いですが、最終

的には国の目標に近づいてほしいと思っています。現実には近隣の長沼町で61.3%、雨竜町で60%を達成しております。

以前、町長は、特定健診率は国保以外の健康保険加入者が比較的多いことや、かかりつけ医に診てもらっているので必要ない、自分の意思で受けない等の理由から受診率が伸びないと説明がございました。これからは、本町に見合ったやり方で粘り強くやっていくしかないとのことのお話でございました。我が町らしくとのご見解と思いますが、我が町は昔から高齢者が多く住む国保加入の農家地区と、社会保険の方が多く住む市街地区に大きく分かれていますので、南幌町ひとくくりにした検診の考え方は難しいところもありますが、地域の特徴を考えた健康予防の考えと、今後、町民が楽しみながらコミュニティーを広げ、健康で永くこの町に住み続けていただくために、何回も勧められてする検診から、自ら喜んで受ける検診を目指し、色々な試みを考えることが必要な時期に来ていると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

本町の健康予防の推進についてのご質問にお答えします。

健康増進の第一歩は、まず健診を受診していただき、科学的データから、ご自身の身体状況を把握し、生活習慣の改善を図ることだと考えております。そのために、平成20年度から保険者に義務付けされた特定健診、特定保健指導の受診率向上が、町民の健康増進対策の重要な柱であると捉えています。

本町の国民健康保険における平成23年度の特定健診受診率は36.2%で、北海道平均、全国平均を上回っておりますが、本年3月に策定した第2期特定健康診査等実施計画では毎年5%の受診率増を見込み、5年後の平成29年度には国の目標と同じ60%に設定しております。町では、この目標を達成すべく、受診率向上対策として、平成23年度より実施している町立病院と札幌厚生病院での人間ドック事業の継続や、町立病院での休日特定健診の実施、さらには未受診者対策として、町広報による特定健診受診勧奨記事やハガキ、電話、訪問による個別受診勧奨など、これまで以上に取り組んでいくこととしております。また、来年度から、社会保険等に加入されている方で特定健診の受診で生活改善が必要とされる、動機づけ支援、積極的支援の対象となった方の申し出により、町の保健師や管理栄養士が直接、保健指導できるよう、現在、国民健康保険連合会を通じて準備を進めているところであります。このことにより、社会保険等加入者も含めた保健指導が可能となり、第2期南幌町健康づくり計画で目指している、町民一人一人が生活習慣の改善に向けて、南幌町らしい、顔の見える健康増進事業の推進が図れるものと考えております。

しかしながら、健診の受診はあくまでも本人の意思によるため簡単なことではありませんが、一人でも多くの方に健診を受けていただけるよう、健診の重要性や病気の早期発見、早期治療の大切さを粘り強く伝え、議員ご提案の自ら喜んで受ける健診となるよう、より一層努力してまい

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

りたいと考えております。

6番 佐藤 妙子議員。

ただいまご答弁をいただきまして、国民健康保険連合会を通じて社会保険等の加入者も含めた保健指導が可能になったということで大変安心しておりますが、地域の特徴として私が一番危惧しておりますのは、みどり野団地、稲穂団地に急激に人口が増加し、本町の生産年齢人口は5,632人中3,643人、何と65%の方が団地に住まわれている働き盛りの方でございます。ほとんどの方は、現在は社会保険です。しかし、社会保険の方たちの健康状況を町で把握することが難しく、その中で、社会保険からの国保加入者の急激な増加も想定され、その保険料の負担増加や、将来安心して病院にかかれるんだろうかという、そういう不安を抱えている方もいらっしゃいます。過去にも先輩議員の方々が質問され、町長も大変将来を危惧されていたと思いますけれども、先が見えてきた今このような状況で、今後どのような対策をお考えでしょうか。

それと、もう1点、特定健診受診者の啓蒙におきましても、皆さんが興味があつたり、楽しいきっかけづくりをすることで、健診や受診に消極的だった方であっても意識の変化が出てくると思います。様々な観点から私なりに4点ほどご提案させていただきたいと思っております。まず、1点目なんですけど、町の健康事業の参加やがん検診や特定健診、また人間ドックなどでポイントを集めて、あいくるのお風呂の入浴券やパークゴルフ利用券などの特典をつけたり、また、2点目としては、毎年続けて健診を受ける方が少ないようなので3年続けると次は割引を設けるなど。また、3点目としては、携帯電話のように健診キャンペーン期間を設けて、役場前にのぼりなどを掲げ、集中して普及活動を行う。また、4点目としては、役場での南幌温泉の無料券受付時に並行して、特定健診の早期受付を設定してはいかがかなと思います。申し込まれた方に早得割引料金を設けるとか、今年は受付期間1週間で700人の来庁者数があつたということなので、また、その場所でアンケート調査なども行って、社会保険加入者の健康実態も把握して、次の健康予防につなげていくこともできるのではないのかなと思います。

今後の医療費増加の危機的状況は、本当に国だけの問題ではなく、本町も重々お考えだと思います。あらゆる知恵を絞り出し、民間サービスのアイデアなどを取り入れながら、様々な側面から考えて健診促進事業を取り入れていくことも必要かなと考えておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

我が町の将来におきましては、予測されるのは間違いなく高齢化社会になるということから、高齢者が元気で健康で暮らせるまちづくりを当然目指していかなければならない、それがいろんなところに影響するのは以前に申し上げたとおりでございます。そのことから、これは我が町だ

けで対策する部分も必要であります、国を挙げ、あるいは都道府県を挙げて、市町村も一緒になってやらなければならない事業というふうに私は認識しております。その中で今、我が町でやれる部分を先ほど申し上げたとおり、何とか試みながら、いろんな方がおりますので、できるだけ顔を合わせながら話をしながら、細かな指導ができればなというふうにいつも願っているところでありまして、そういうものをスタッフ挙げて、今後も取り組めればなというふうに思っております。

いろいろ提案をいただきました。これは検討する値も結構あるかと思えます。ただ、いろんなことを考えますと、以前も議員からお話があったポイント制とか、それぞれにやった自治体が全然伸びていないんですよね。やって、1回だけ伸びるんですが、その後はほとんど、逆に下がっていると。あるいは、逆に健康な方から見ると、何でその人だけ特典をしなきゃならないんだと。そういう見方もあるわけでありまして、その辺を総合的にいろんなことに対応しなければいけないのかなと。やはり町民一人一人が何を言ってもやっぱり自分の体を自分で自覚していただく。そのために健診を受けていただく。これは粘り強く、先ほども申し上げましたけども、やるしかないなど。これらも議員の皆さんにもお願いしながら、地域の方々にやはり話をさせていただくのが一番ではないかなと。そういう町に抱えているいろんなスタッフがおりますので、町民の方々を含めて、みんなでいける環境づくり、措置が私は大事ではないかなと。その中で提案があったものも、うちの町として本当に入れられるものについてはやっていかなければならないとは思っています。そのことが国保会計、大変医療費がだんだん上がってくるのが予想されますので、そちらにも圧迫しないよう、みんなが考えていただければいいかなと。そんな取り組みを、まず、今の健康づくり計画でそれぞれの計画の中で盛り込んでいますので、それをやりながら一人一人が自覚できることを促していきたいなど、そんなふうに考えております。

議 長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

本当に長くなって申し訳ないんですけれども、最後にもう1回質問させていただきます。

今、ご答弁をいただきましたように、お一人お一人に本当に地道に対応することはとても重要だと思います。現実に特定保健指導終了率で南幌町は平均、平成22年では、空知では72.8%という北海道平均28%を大きく引き離し、本当に努力されていると思います。しかしながら、残念なことに平成21年から24年まで受診率が増える傾向にはございませんでした。しかし、町長が言われています、自分の身は自分で守りましょうという思いに立って、今、元気な町の皆さんはパークゴルフや運動サークルに健康維持に取り組んでいる方も多くいらっしゃいます。その方たちが高齢化に向かって安心して住み続けることができるよう、また、若い方もこの町に住んでみたいと思える方が増えるように、今こそ健康増進のまち宣言をしていく時と考えますが、いかがでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、健康になっていただくということが一番先だと思います。宣言をする町になっている今、状況かという、まだそこには私はいっていないと。まだまだ取り組まなければならない。先ほどいろんなご提案もありましたけども、それから、いろんな計画はつくっておりますが、それがどういうふうに行われて、どういうふうになって成果が出てきているのか。そして、かなりの確率が良くなれば、そういう宣言も重要かと思いますが、まずは、それより現状を把握した中で足りないことを町民の皆さんにお話しをしながら、健康づくりにみんなが注意というか、気になっていただく。その施策を取り組んでいくことが重要なことというふうに思っておりますので、何とかいろんなことの会合やら、あるいは広報紙やいろんな媒体があると思います。私も事あるごとにその話もさせていただいておりますから、そういう、粘り強くいろんな機会を通じてながら町民の皆さんが感じていただけるように、それをまず率先してやっていきたいというふうに思っています。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に7番 内田 恵子議員。

内田議員

ジッピィウインターフェスティバル等の活性化について伺います。現在、観光協会によるジッピィウインターフェスティバルや、南幌町青年団体協議会による子ども冬まつりが開催されております。各関係機関との協力により町民並びに姉妹町の多良木町の子どもたちも楽しいひとときを過ごされております。その中で、より子どもたちが楽しめたり、効果を高めるため、滑り台などをつくる町民ボランティアの声もあり、一人でも多くの町民にかかわっていただくことが町の活性化にもつながると思います。このような町民の声に町長はどのような協力が考えられるのか伺います。

議 長
町 長

町長。

内田議員のジッピィウインターフェスティバル等の活性化についてのご質問にお答えいたします。

南幌町観光協会の活動方針では、観光事業の発展と地域の活性化を推進し、さらには地域文化の向上や産業経済の進展を目的とすることが示されております。観光協会の主催事業であるジッピィウインターフェスティバル並びに子ども冬まつりの開催につきましては、青年団体協議会を初め、農協青年部、商工会、商工会女性部、商店街通り、ボランティア団体のご協力や町民の皆様方からアイスクャンドルなどのご提供をいただきながら開催されていることに対して心からお礼と感謝を申し上げます。イベント事業の開催は、町民が楽しいひとときを過ごし、人との交流から、人づくり・地域づくり・町づくりに貢献されていることを強く感じております。町民自ら積極的な事業への参画意識を持っていることは、イベント事業の活性化につながるだけでなく、町民とともに協働のまちづくりを進める上で重要であると感じており、そ

うした声を大切にしていまいりたいと思っております。今後における具体的な協力に関しては、観光協会と連携を図りながら対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子議員。

自立緊急実行プランで皆様の協力をいただき、財政的には何とか切り抜け、町長も第5期総合計画の後期基本計画の策定を諮問されました。基本理念は、地域で支えあう行動と活力のある南幌。今まさに地域で支え合いをしようと町民の方々の心が動き出していると感じています。長沼町の夕やけ市も、まず自分たちで楽しもうと始め、子どもたちの喜ぶ大道芸などを行うことで大人も多くなってきたとのこと。我が町も冬まつりジッピィウインターフェスティバルで雪像や滑り台を作り、子どもたちとつながり、一緒に楽しみたい。まず、自分たちが楽しみながら、楽しいまちづくりを発信したいとの声をいただきました。ですから、ジッピィウインターをただ観光協会のイベントと捉えていただきたくはありません。この中には社会教育あり、まちづくりあり、学校教育があると思っています。町長も先ほどそう答えておりました。

先日、総合計画策定研修会で講師の先生が、町民は実行力はあるが企画力の面では行政の協力が必要と話していました。そのとおりだと思います。では、行政はどうでしょうか。私はまちづくりは役場づくりからと考えています。職場からのまちづくりが人とのつながりを次の世代に確実に引き継ぐ、今年も何人か採用されておりますが、奉職した初心を忘れない姿勢に人格を積み重ね、しっかりと親切な言葉と行動として住民サービスに努めていただき、このことも力強い協力の一つと考えています。真に自立した町となるためのまちづくりの足場となり出発点となるよう、モチベーションを高めての役場づくり、まちづくりは町長の手腕と考えますが、いかがですか。

議長
町長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。

まちづくりは人づくりと言われることであります。私は、これまでも町民とともに、当然役場の職員も一緒に入ってみんなで地域づくり、それがイベントだったり、いろんな行事になったり、そんなところで役職関係なし、町民としてみんなが携えて、その一つを盛り上げていく、一つを作っていく。そういうまちづくりに早くなりたいと願っておるところであります。ですから、ジッピィウインターも含めて、みんなで作って上げていくということでもありますし、これは当然、行政が作って、お膳立てをしていくということではありません。ともにつくっていく、それが我が町のまちづくりに一番大切なことだろうと思います。その上で足りないものについては、また行政が応援できるものはこれは別としまして、まずそういう雰囲気はようやく、夏まつりも含めていろんなイベントを通じながら、町民がみんなでやる雰囲気づくりが少しずつ出てきているのかなど。そのためには、今、職員も地域担当制もしたり、いろんなイベントの所に顔を出していただいたり、ともにやろうや

と。そういう雰囲気づくりがかなり整ってはきていると思いますが、まだまだ完成度には遠いと思います。そういうことをいろんなイベントを通じながら、地域の住民の方々にも理解をいただいて、ともにやりましょうと。そういう、これからもイベントを通じてできれば、これが町づくりや人づくりに私はつながるものというふうに思っておりますので、いろんな所にまた引き出させていただきたいし、町民の皆さんに多く出てきていただく、そういう作り方をどうするかということを今度は考える番かなというふうに思っておりますので、私も先頭になってそういう部分を出していければと、そんなふうに考えているところでございます。

議 長
内田議員
(再々質問)

7番 内田 恵子議員。

良い言葉は何回聞いてもいいし、どこで聞いてもいいし、また、そういう言葉が広がっていくにはそう簡単ではないと思っております。時間がかかると思っておりますので、やはり私も何度かこのイベントのことは質問させてもらっていますが、本当に町が動き出したなど。それにはやっぱり町民の方が職員1人の方に、8.5ぐらいですかね。そういう、ゆりかごから墓場までのことをお世話いただいていることにきっと感謝してのことだと思っております。ですから、先日、このことを担当以外の窓口にご相談しましたら、その職員も、職員は全員がまちづくりについて真剣に考えているから、どこで聞いてもいいですよと。そういう思いやりのある言葉をいただきました。やはり言葉も立派なサービスだなと感じております。ですから、町長も初め、またお互いですが、そういう言葉をいっぱい町に向かって町民の心に響くように、これからも町長がしっかりとソフト面の充実をお願いしたいと思うんですけど、いかがですか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど言ったようにイベントというのはいろんな大事な要素でありますので、ようやく言葉が出るようになってきたのかなと思っております。今度は、問題は実践であります。それを活動に生かしていけるかということでありまして、今、内田議員から、まだ私はその部分では足りないというご指摘かと思っております。私も筆頭になって行動して、みんなが理解いただけて、そして、住んでいただいているここ、ふるさと南幌であります。みんながそういう気持ちに少しでも近づいていただけるように、日々の活動の中でお話をしたり行動をともにしていければなど、そんなふうに思っています。ですから、また、いろんな皆さんからもいろんなご意見を今いただいています。それを何とか活用しながらまちづくりに進めていこうと思っておりますので、今後も気づいた点がありましたら、いろんな方からご意見をいただけたらと、そんなふうに思っております。

議 長

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時27分)

(午前10時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に質問させていただきます。灯油購入費助成事業についてです。今年の冬は厳しい寒さと灯油価格の高騰に伴い、過去2回実施された福祉灯油助成を願う町民の要望が今回も実現され、喜びの声が多く寄せられたと思います。灯油購入費助成金支給事業、あったか灯油支給事業の実施結果が先日報告されました。300件の予定件数に対して申請件数が317件、そのうち支給決定件数が229件、総事業費総額229万円とのことで、300万円の予算事業に対して約70%の実施率です。申請者の要望に応えることができなかった要因は何か伺います。

また、不該当となった方や、同居人がいるため募集要項では対象とされない世帯であっても、収入が少なく単身では生活できないなど親元で生活をする家族が増えている現状があります。長年の経済不況や構造改革などにより、リストラや不安定な雇用形態、低賃金のため、親元から近隣の市町に通勤する勤労者が増加している状況があると思いますが、実態の把握をされているのか、さらに今回の事業で弱者世帯を救援するための措置が講じられたとすれば何件ぐらいの増加になったのか伺います。

年金の引き下げや物価の高騰、その上、消費税増税によりさらに生活が厳しくなることが予想されます。広く町民の立場に立ち、今後、町民生活を支援する事業を実施する場合、町としてのセーフティーネットが生かされるよう新たな基準を設け、積極的に利用できるよう改善すべきと思います。実態に合わせた、きめ細やかな措置を講じる考えがあるか伺います。

議長
町長

町長。

熊木議員の灯油購入費助成事業についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問ですが、本町の灯油購入費助成事業であります、あったか灯油支給事業につきましては、原油を取り巻く情勢や、全国的な厳冬などによる灯油価格の急騰に伴い、本年1月に実施決定した緊急事業でございますが、実施するにあたり事業期間が短いということで、周知を兼ねて、町民税の課税状況確認同意前の70歳以上のみの高齢者世帯、重度心身障がい者がおられる世帯、ひとり親世帯、すべての世帯に事業のチラシと併せて申請書を送付したところ、高齢者世帯を中心に対象外世帯も多く申請されたことから、申請件数対比で約72%の給付率となっております。また、予算額につきましても、前回の実績や事業実施段階での世帯数等を総合的に勘案した上で不足がないよう措置したものであり、予算対比では約76%の執行率となっておりますが、対象世帯には概ね助成金が行き届いたものと認識しております。

次に、2点目のご質問ですが、親と同居する非正規職員、とりわけ未婚の方々が全国的に増加傾向にあることは承知しておりますが、本町において、雇用形態や賃金の関係等から、単身で生活できずに親元から通勤されている方々の実態について統計がないため、実数等の把握はして

おりません。なお、申請のあった70歳以上の高齢者世帯のうち、町民税は非課税であるが、70歳未満の非課税同居家族がいるため、対象外となった世帯数は4件でございます。

最後に、3点目のご質問ですが、あったか灯油支給事業につきまして、道の地域づくり交付金を活用した事業でもあり、今後、社会情勢や経済環境の変化に注視し、生活弱者世帯への影響を見極めながら、交付金事業の枠内で新たな支援措置ができるのか、また、町単独で実施する場合、事業目的から逸脱しない範囲で対象を拡大できるのかなど、他の施策や制度とも比較し検討してまいりたいと考えております。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

再質問します。私は町民がこの町が安心して生活ができる、そして、その生活を支援することが本来の自治体の役割であると思っています。そこで、このあったか灯油の件についての再質問なんですけれども、先ほどの答弁の中で、私が3点の質問をしましたがけれども、その申請者の要望に応えることができなかつた要因っていうところでは、要因と、それから、実施率というところでは予算対比では76%の執行率ということの答弁をいただきました。

私、平日のバスに乗る方とか、日中、町内を通りますと結構若い方とか、若い方ばかりではなくて、バスを利用されて町外に行かれる方が多く見られます。これは近年すごく増加していると思います。それは遊びに行くとか何かっていうだけではなくて、明らかに仕事に向かっているという層が本当に増えているなど実感します。そういう意味で、先ほどの中では、統計がないため実数などの把握はしていないということだったんですけれども、やはり今の町の世帯構成だとか経済の状況だとかっていうのを考えると、何らかの形での数はつかんでいく必要があると感じています。どういう形でつかめるのかっていうのは個人情報とかいろいろなことがありますので難しいとは思いますが、課税の状況だとか、そういうのでやっぱり実数は今後もつかむ必要はあると思うのでその辺で予定というか、そういう計画はあるのかどうか、それをまず1点伺います。

また、今回の対象世帯ということでは過去2年、今年も入れて3年間ですけれども実施して、その対象世帯というのはほとんど変わりありません。今回、予算を300件ということで300万円とっています。そういう中では、やはりその対象世帯を拡大していくっていう考えが必要ではないかと思えます。これも個人情報ですからなかなかこう詳しくは言えないんですけれども、私のところにも2、3件問い合わせが来ました。それは、70歳以上の高齢者で、自分1人ではなくて、例えば、子どもが親元に帰ってきてそこから通っていると。そういう時にやっぱり経済的なことにはとても厳しくて、自分の年金を足して、本当に少ない給料の子どもに自分と生活をともにしなければやってけないような状況があると。そういう中で、該当された方の実態を見て、その方が言うには、自分よりもはるかに年金も多くて生活が豊かに見えるような人で

も、やはりその対象に該当するので、そこはもらえているというか。そういう中で、何とか自分も救済してほしいというような声が上げられました。それは本当に今の生活を考えた時に、切なる声だと思います。そういうことを考えていくと、今後もしこういうことがあるとすれば、やはり対象のそういう条件というものをさらにきめ細かく作っていくという必要があると思うので、その辺をどういうふうにお考えか伺います。

また、先ほど300万円に対しての予算で76%の執行率ということでしたけれども、今回の事業は、答弁の中でありましたように、道の地域づくり交付金を活用した事業でもあるということで、300万円全て町の持ち出しということではないですよ。そうなってくると、やはりせっかく私たちも補正予算に賛成したものとしては、それが何とか生かされる形にできないものかということをおもいます。いろいろ募集条件の中にあるものを、今回、急にすくい上げるということができなかったとしても、もう少しいろんな方の声に耳を傾けるべきではないかなと思いますので、その辺のことを少し具体的なところで実際に窓口にどういう声があったのか。それから、申し込みをして該当にならなかった方、その方からは具体的には何か声があったのか、それも重ねて伺いたいと思います。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたしますが、先ほどお話ししたように、今後いろんなことで拡大できるかどうか検討すると言っておりますので、それがだめってことなのかどうか、ちょっとわからなかったんですが、もうそうやって私どもはいろんな角度から常に検討しているのに、それが、再度質問するということはだめということなのかどうか、ちょっと私なりにちょっと理解できなかったものであれですけども、先ほど答弁したように、いろんな制度については検討していくということでお答えをさせていただいたとおりであります。

それから、一番最初の点、前にも議員の皆さんにもお話ししたように、緊急という部分がございますので所得の反映ができない。今、熊木議員からも個人情報の問題もございます。ですから、対象をかなり広げて送付しております。ですから、対象件数が広いからどうしても給付率が、率で言われると低くなる。それから、予算額も足りなくなったという話にはならないので、少しずつ前の実績を加味しながら、対象人数を増やして発送していますから、そういう部分をいろいろ計算するから、支給率だとかこういう結果で率を言われると、そうしたら、絞ってやりなさいということになりますので、そうすると緊急に間に合わない。だから、その辺はご理解いただきたいなど。やはり私どもは町民の皆さんに少しでもこういう事業ができるように、いろんな形でお話しをさせていただいて、申請に来てだめだった人もかなりいるわけです。そういう理解をいただいてこの事業があるわけでありますから、そして、北海道の事業があって有効活用させていただいて、町の財政にも少しでも緩くな

るように、楽になるようにという思いでいろんな制度を使いながらやっていますから、これを対象を広げることによってどうあるべきかという部分、それは限度をどうするかと色々な問題がございます。常にそれを検討しながら今までもやってきていますし、これからも、1回目の答弁で答えたようにいろんな検討をしながらやっていくということがございます。

それから、声は特別いろんな声はないですけども、私のほうにはいろいろ声がありました。申請あって該当になるんだけども、町が困っているのに私たちはここまで困っていないのでと辞退された方も何人かおられます。いろんな声があるんです。事業をやることによっていろんな声が。それをどうまとめていくかと。そして、本当に困っている方々にどう伝えていくかということでもありますから、いろんな政策をこれからも、今後もこういう状況になった時に、またどうあるべきかと常に検討しながら、本当に困っている世帯に正しくちゃんといけるようにしたいなと思っています。

それから、先ほど申し上げたとおり実態数、非正規で親御さんの所から仕事に行っているとか、そういういろいろ、バスに乗っている方もたくさんいるとかというのは実際我々は把握できないわけがあります。それは、やはりいろんな申請があった時に初めて、今回も4件だめでしたけども、そういう状況になって出した時に初めて出てくるものですから、非常に難しいという。これがなかなか統計上にも出てこないの、できるだけ努力はしますけれども、今の制度的には、これは把握、町で把握すれというの、これはできないと思います。その中で本当に困っている方々へ、今年の冬みたいにあった時にはまた対応できるように、町としても頑張っていければなど、そんなふう思っております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問させていただきます。

最初に町長が言われた、そのだめっていうのかという辺りはちょっと、私も言っていることが正しく伝わらなかったのかなと思うんですけども、今言われたように、なかなか実数、実態をつかみ切れないという、つかめないっていうことは今伺った中でわかるんですけども、やっぱり町全体の、今回のあったか灯油のことだけではなくて、これからもいろんな事業とか、補助事業とかされると思うんですけども、必要に応じて。そういう時にやっぱりうちの町の生活している実態がどういうところにあるのかっていうことは、町としてやっぱりつかんでおかななくてはいけないことだと思います。それは、前に一度資料を出していただいたことがあったんですけども、近隣でも経済状況っていうところで、例えばうちの町民の何%が150万円から200万円の世帯なのかとか、150万円以下の収入の世帯は何%いるのかという辺りを、やはり細かく分析することによって、いろんな施策をやられるべきだと思うんですね。

それで、国から、例えば今までもいろいろ、光をそそぐ交付金だとか

いろんな形で事業のそういうものが来たときに、やっぱり何を優先するかっていうときに、やはり普段からそういうような実態に合わせて活用するということが求められると思います。だから、そういう意味でも細かい数字をつかみながら、可能な限りつかみながら生かしていくとことが、やっぱりそれは自治体の役割だと思いますので、そこは再度、言っていることがちょっとまたわからないと言われると困るんですけども、そこは答えていただきたいと思います。

また、今回のこの灯油購入費というのでは、北海道の中の自治体でも数少ないんですけども、年間を通してというか、こういう緊急事態になったからその制度をつくるということではなくて、やっぱり低所得者世帯を救済するという意味で、福祉灯油制度というものを早くから設けている所があります。やっぱりそういうようなことを設けている、制度を設けているということが、その町の姿っていうところではすごく注目されると思います。

今日は残念なことに、道新の一面に国保料金が10団体の中の南幌町が9番目でしたかね、そういう形で載っていて、本当に衝撃を受けます。そういうのが、ほかの町民だけではなくて、やっぱりそういうのもみると、うちの町がどういうランクにいるのかってところで、前にも介護保険料とかね、すごい全道でも高いランクにいた時に、やっぱり1人の町民としても、いや、こんな、って思うと思うんですよね。やっぱりそういうところを何とか、先ほどの前の方の質問にもありましたように、やっぱり健康率を上げたりいろんな形で、数字もそんな形にならないように、十分職員の方は努力をされているいろいろやっていると思うんですけども、さらにこれからも心がけていかなくちゃだめなことだなんて、余計なことでしたけども感じました。本町では、児童生徒の医療費助成事業っていうのを、昨年実施して、今年2年目ですよ。3年目ですか。そういう中でやっぱりそういうすぐれた施策というものがあって、実際にその予算を使ってやったことで、本当に児童生徒を抱えている家庭からは喜ばれていると思います。だから、このような事業を今後も可能な限り広げるという考えがあるのかどうか。これは今、あつたか灯油のことで質問はしているんですけども、いろいろその施策の中でやるということが必要だと私は思います。

それから、何回も毎回言って本当に申しわけないと思うんですけども、やっぱりこういう質問するっていうのは、やっぱりこの町、人口がやっぱり減って行って、毎回その広報を見て、今月は何人なのかという思いで見ている町民はすごく多いと思うんです。何も1万人に急に戻せとかそういうことができるわけでもないですし、そうは思いません。だけれども、せつかくこの町に住んで、本当に引っ越してきてよかった、あと、ずっと南幌に生まれてずっといる方は、やっぱり自分の町が本当にいい政策の中で、住みやすい町でこれからもあり続けたいときっと願っていると思います。そういうところは町長とも一致していると思うんですけども、やっぱりその道筋を町としてやっぱり示していくという

ことで安心感を与えたいと思います。

先ほどの内田議員の質問の中にありましたように、私も先日、第5期総合計画の学習会に参加させていただきました。その中でその講師の方がいろいろ言われていましたけれども、やっぱりそれはスライドを通して、町の実態を本当によくつかんで、いかにしてこの町の良さを引き出すかっていうことを繰り返し話されていたと思います。ああいう学習会に声をかけていただいたということも議員としてやっぱりすごく感謝していますし、こういうことがまちづくりにどんどんいい形で、私も町民の1人、議員の1人としてああいう計画、その計画に携わるその講師の方の話を聞いたことを、また生かしていくということが必要だと思っていますので、町長もその先日の講師の方のお話を聞かれたのか。それであれば、どのように感じたのかももしよろしければ伺いたいと思います。今後、さらに高齢化していきますけれども、今からやっぱりセーフティーネットが本当に生かされるまちづくりということを進めるという意味では、今、先ほど示されたほかに何かその施策、考えがあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、あったか灯油の関係につきましては、いろいろ調査をしながら、うちの町としてできる部分を今やらせていただいております。ですから、この制度自体をどうのこうのということじゃなくて、今現状で私どもが把握できやすい形でやっているのが事実でありますので、見た目で町民の方は隣と比較されて、あっちが、という話には私はちょっと何とも答えられないんですが、実際は自分たちの把握できるものに対して、本当に困っている方々へ支給しておりますので、そういうご理解をいただければなというふうに思っております。どちらにしても、この事業、これからも継続するかどうかについては、いろんな世間情勢ありますし、我が町の情勢もあります。それらを勘案しながら、先ほど答弁したように検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、この間、講師の方々が来てお話をいただいた。町のデータをもとに。データについては把握をしておりますが、当日は公務で居なかったので参加はしておりませんが、どちらにしてもそれを皆さんが理解をしていただいて、これからのまちづくり、少子高齢化に向かう我が町の状況を把握しながら、今後のまちづくりを進めていくということに変わりありません。

それから、何とか今、子どもさんが親元から通っているそういう世帯を把握できないかという。なかなかこれは難しい問題で、実際はかなり厳しいと思います。そういう部分をしながら、やっぱりこういう、例えば、あったか灯油をやって初めて、その4世帯から申請があつてこういうことがあつたという結果は出せませんが、何人いるとか何人どう困っているっていうのは、なかなか難しい問題だというふうに思っています。

それから、今日の新聞の国保料、国保税、言われましたけども、ちょっと逆に考えていただきたい。国保税が高い。満額で国保税を払っている、それだけ所得のある農家を中心に一次産業の方々が多い。そういう、それを全体数で割りますからどうしても高くなる。所得の低い方が少ないと結局、割り返しますからどうしても高い人多ければ1人当たりの保険料は高くなる。だから、1番、2番の町を見てください。漁業がすごくいいでしょう。1次産業の方々。所得があるからどうしても高くなる。そういうそれぞれの町によって、状況によって全体が絡んで、高くなったから悲観することもないし、逆に言うと、うちの農家は非常にいい農家が増えていると。そういう理解をしていただければと。農家を中心に一次産業の方々非常に国保の加入者がいい所得を上げている方が多くなっていると。しかしながら、その中でも低所得者もいるということでもありますから、先ほど議員から言われたように、きめ細かにいろいろ把握をしながら、いろんな政策を打つにしても、状況を把握しながら今後も取り進めていきたいと、そういうふうに思っております。

議長 以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終結いたします。

●日程6 議案第46号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第46号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、庁舎耐震改修工事に係る空調設備改修の追加、道央地区環境衛生組合負担金の追加、強い農業づくり事業補助金の追加、(仮称)生涯学習センター耐震改修工事実施設計委託料の追加と、歳入では住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の追加、強い農業づくり事業補助金の追加、庁舎耐震改修に係る町債の追加が主な理由であります。その結果、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,989万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,822万7,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第46号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。初めに、歳出から説明を行います。11ページをごらんいただきたいと思えます。2款総務費1項3目財産管理費、補正額4,920万3,000円の追加でございます。説明欄にまいります。庁舎等管理経費、15節工事請負費で4,920万3,000円の追加でございます。庁舎耐震改修工事といたしまして、庁舎の空調設備が故障したため、当初予定しておりました耐震改修に合わせて実施するものでございます。

4目企画振興費、補正額が32万3,000円の追加でございます。地域新エネルギー推進事業としまして、16節原材料費でバイオマスボ

イラー実証試験用原材料として、ペレットの購入分でございます。19節負担金補助及び交付金でバイオマスボイラー実証試験負担金でございます。それぞれ温泉に設置をしました稲わらペレットボイラーの最大能力等を実測し、データの解析を行うため追加するものでございます。なお、試験負担金につきましては道立研究機構に委託をするものでございます。

3款民生費2項1目児童福祉総務費、補正額が225万7,000円の追加でございます。早期療育事業といたしまして、225万7,000円の追加でございます。言語聴覚士の職員が出産及び育児休暇を取得することから、代替分といたしまして1名分の報酬、共済費、旅費をそれぞれ7月より9カ月分、追加するものでございます。

次ページに参ります。4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額が99万円の追加でございます。母子保健事業といたしまして、13節委託料で乳幼児健康診査といたしまして、5月より江別市立病院の医師が対応することになりましたが、委託料単価が上がることから追加するものでございます。

2目予防費、補正額が213万4,000円の追加でございます。感染症予防事業といたしまして、213万4,000円の追加、13節委託料で予防接種等といたしまして、小児科の休診によりまして、町外での受診も可能といたしましたが、接種単価が上がることから追加するものでございます。なお、町立病院でも派遣医により月2回実施していることから、ここでは町外の接種3割を見込み、追加をしております。

同じく、4款衛生費2項2目し尿処理費、補正額が198万7,000円の追加でございます。道央地区環境衛生組合負担金として198万7,000円の追加でございます。組合職員の退職手当組合精算分の確定により追加をするものでございます。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額が316万5,000円の追加でございます。農業振興費といたしまして、316万5,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金といたしまして、これにつきましては国の補正予算によりまして、捕獲の強化を図るため追加するもので、同額を歳入で受け、実施するものでございます。次ページの強い農業づくり事業補助金につきましては、これにつきましても同じく国の補正事業によりまして、農業用機械などの整備に対して、事業費の10分の3を上限に助成するもので、この助成金につきましては同額を歳入で受け、実施をするものでございます。なお、事業実施予定につきましては、2つの法人と1戸の農家となっております。

3目農地費、補正額が150万円の追加でございます。土地改良事業経費ということで150万円の追加でございます。13節委託料で西幌地区経営体育成促進換地等調整業務といたしまして、従前地調査を行うもので、受益者負担金として2分の1、道補助金を2分の1、歳入でそれぞれ見込んで実施するものでございます。

7款土木費3項2目公園費、補正額が58万8,000円の追加でございます。公園施設管理事業といたしまして58万8,000円の追加、11節需用費、修繕料といたしまして、遊友館のウッドデッキが雪害により破損したため修理を行うものでございます。

9款教育費1項4目教育財産管理費、補正額が775万2,000円の追加でございます。教育財産管理経費といたしまして775万2,000円の追加、13節委託料で（仮称）生涯学習センター耐震改修ほか工事実施設計料を追加するものでございます。

次に歳入の説明を行います。9ページをごらんいただきたいと思います。12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、補正額が75万円の追加でございます。1節農業費分担金で道営土地改良事業分担金としまして、西幌地区の従前地調査に伴う受益者負担金でございます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額が50万5,000円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金で、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金といたしまして、（仮称）生涯学習センター実施設計に伴う補助金でございます。

15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額が371万7,000円の追加でございます。1節農業費道補助金といたしまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として75万円の追加、西幌地区の従前地調査に伴う交付金となります。強い農業づくり事業補助金、経営体の育成です。296万7,000円の追加、歳出と同額の歳入となります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額が1,552万9,000円の追加でございます。1節で財政調整基金繰入金といたしまして、財源不足分を基金より繰り入れるものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項2目農林水産業収入、補正額が19万8,000円の追加でございます。1節農林水産業収入で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金でございます。

21款町債1項1目総務債、補正額が4,920万円の追加でございます。1節公共施設耐震改修事業債、庁舎耐震改修事業といたしまして、空調設備の改修分を見込んで計上をしております。

次に、第2表、地方債補正の説明を行います。5ページをごらんいただきたいと思います。第2表、地方債、変更でございます。起債の目的、庁舎耐震改修事業、補正前の限度額1億530万円を、補正後の限度額1億5,450万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がありません。

以上、歳入歳出それぞれ6,989万9,000円を追加し、補正後の総額を45億9,822万7,000円とするものでございます。以上で議案第46号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

菅原議員

3番 菅原 文子議員。

12ページの母子保健事業委託料について関連としてお伺いしたい

んですけれども、今度、江別市立病院から月2回派遣ということで今ご説明いただきましたけれども、先日、町民の方からお電話がありまして、今まで子どもがかかっていたんだけれども、どうしてなくなったんですかということで、お電話がありました。その方にはいろいろご説明しましたところ、わかりましたということでよかったですけれども、その方が言われるのは、やはり子育て支援の町なのに小児科がなくなるとはどういうことだと。今まで自分たちがかかっていたのになくなるのは大変困るので、署名活動をしようと思っていたということでお話があったんですけれども、まず最初に説明を受けてから、そういう活動をしようということでお電話がありまして、その方はご理解いただきましたのでそういうことはなくなりましたけれども、今までかかっていた方たちに、やはり小児科がなくなることの意味というのは大きかったのかなと、私の中でも再度改めて思いました。そのご説明というのがやはり行き届いていなかったために、いきなりあったものがなくなったということで衝撃を受けているようなんですけれども、そここのところの親御さん、かかっていた方たちの親御さんに対するご説明をどのようにされていたのか、1点。それと、月2回ということですが、その周知をどのような方法でされていたのか。それから、また今後どのような方法でされるのかお伺いいたします。

議 長
病院事務長

病院事務長。

菅原議員のご質問にお答えいたします。ただいま乳幼児健康診査で月2回の派遣ということでございますけれども、乳幼児健康診査につきましては月1回です。月2回の派遣というのは、あくまでも予防接種の接種日が月2回設定しているということでございます。それで、南幌町が子育ての町ということで、小児科は休診ということになったことにつきましては、かねてより小児科の常勤医については、病院としても町としても確保に向けて関係機関に依頼したところでございますけれども、これはなかなか、南幌町においては、子どもの数も少ないという状況の中で、常勤医の確保というのはなかなか困難であったということが現実でございました。これに関する説明につきましては、かなりぎりぎりのところまで確保に向けて動いていたということもございまして、周知の時期については若干遅れたところではございますけれども、これについては新聞折り込み、それと、広報等でお知らせしているところでございます。このほかの周知方法につきましては、どのような方法が一番適切なのか検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。今までかかってきた保護者に対する小児科の休診に対する説明につきましては、特段これといった周知方法をとっているわけではなく、あくまでも新聞折り込みと、それから広報により周知をしているところでございます。以上です。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

先日、そのお電話をいただきました翌日に、内田事務長のところにお伺いしまして、詳しいお話をさせていただきまして、内田事務長にもお

わかりいただきまして、それから、また私のほうでも内田事務長のされていたこととかを理解した上での今回の質問でしたので、再度もう1つお伺いしたかったんですが、かかっていた方たちってというのは、先日の補正予算でもありましたように、そんなに数はいないというお答えだったように思います。その方たち、カルテとかを調べましたら名前も住所もわかると思いますので、その方たちにお手紙なり何なり差し上げるとか、子どもさんが病気にならないと行かないことですので、その方たちに再度お手紙を差し上げるとか、そういうことをしていただければなと思います。そのことは可能なかどうか1つお伺いします。それと、諸事情がありまして小児科がなくなったということで、内田事務長にはいろいろその方に対する、どうしたらいいですかということでもご相談したことがあるんですけども、やはり町長の言葉としましても、広報だけに載せるといっても、簡単にはなりませんだけではなく、やはり町長の言葉として今後どのような方針、だれかまだ決まっていなとは思いますが、再度、なくなったということでおわびします、ぐらいのことをされてはどうなのかなと思います。そのことを2点お願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の小児科のかかわりの関係で、保護者へどうしたかという。当初は皆さんにもご連絡したように何とか小児科を確保したいということで公募も含めて手だて、ぎりぎりまでさせていただきました。しかし、来ていただいた医師も含めて、この状況ではなかなか小児科が難しいと。うちの町にとって、うちの町の病院にとって経営的にも、このままじゃ小児科を置く状況にはないというふうな判断をされた先生もおりまして、そして、議会の皆さんにもご相談させていただいて、内科のほうに先生を確保しようという今、努力をさせていただいていますが、そういう背景がございまして、事務長には、ぎりぎりまで募集しているのに、もう断念したかのような通知はできなかった。これはご理解いただきたいと思います。それで、小児科がなくなったということは、もうそういう状況なものですから、近隣に小児科の個人、あるいは公的な病院を含めて、十分満たされているというような状況もあって、今後も見込めないということでもありますから、今、内科の先生を確保していると。私からコメントを家族宛にできるかといったらそう簡単なものではないし、まだ医師も、後任の医師も決まっていませんし、後任の医師の来方によっては、どこまで子どもたちが診ていただけるかっていう、それもわかりませんので、まだまだそんな段階でもないし、今は何とか医師の定足数の早く確保に努力をしているというような状況でございまして、本当に小さなお子様、これはもう小児科専門でないと、これはできないんですが、ある程度の年齢に達すれば見ていただける先生もおりますので、それらも含めて今検討させていただいて、募集をさせていただいていると。そんな状況でご理解いただければと。

議 長

3番 菅原 文子議員。

菅原議員
(再々質問)

今、ご説明いただきましたとおり、議会のほうでも再三にわたりまして町長からも戸田院長、それから、内田事務長からもお話しがありまして、私たちは皆さん、みんな議員の人たちは理解はしているところでございます。ですけれども、実際に通われていたお子さんのお母さんお父さんたちは、やはりそうではなかったということで、私も改めてこのことの大きさに気づかされた電話でもあったんですよね。署名活動までしようということで、何人もの保護者の方たちが話し合いをしてたいということも私の中では、かなり強い衝撃の電話だったんです。ですから、町長の言葉としまして、親御さん一人一人にという意味で私は言ったわけではなかったんですけれども、その経緯を見守っているなら経緯を見守っているとか、やはり広報でも少し大きな紙面に取り上げて、今、この状況をはっきり、先生がいなかったということはどうなのかと思いませんけれども、月2回、月1回の検診、それから月1回の予防注射に置きかえていますと。それから、先日、内田事務長のところにお伺いしましたところ、やはり子どもさんであっても中学生までは小児科なので、町立病院で診ることは難しいというお答えもいただいておりますので、そのところでも、ちょっとせつかく町立病院があったのに不親切じゃないのっていう言われ方もしたこともありますので、そのところも、これからどう病院として対処されるのかも再度お伺いいただきまして、とにかく、今まで通っていたお子さんの保護者さんには、何かの形でわかるような方法をとっていただければと思います。これは要望です。

議 長

ほかにありませんか。

5番 石川 康弘議員。

石川議員

11ページ、総務費の中からはお伺いいたします。地域新エネルギー推進事業ということで今回、バイオマスボイラーの材料費、そして、試験負担金という形で予算付けされています。温泉にあります稲わらボイラーのことなんでしょうけども、実際どのような試験をされているのか、お伺いいたします。

それと、昨年、一昨年でしたか、あそこに出た灰ですか、かすというか。それを融雪剤というふうな形で農家に還元するという、そういった形でやっていくことによって、この事業が完結するんだというふうなことであったんですけども、ところが、今年の春の段階ではそれがされなかった。それはいろいろ成分の話が云々というふうなことだったんですけども、その辺り、今後どういうふうにされるのか。また、その具体的な、今年の春にできなかったということについてお伺いいたします。

議 長
まちづくり課長

まちづくり課長。

まず、1点目の今回の実証試験の内容についてご説明を申し上げます。温泉のボイラー、バイオマスボイラー、稲わらのボイラー、実証運用を開始して3年を迎えるわけでございます。稲わらペレットの一定の燃焼効果、これはあると思われましても、実際、そのボイラーの最大能力、これを実測した中で温泉施設に必要な、要するに熱需要を確保できるか。これを確認することで詳細なデータ、これを取り、これを生かし

て、今後の稲わらペレットの利用推進とペレットボイラーの普及促進に資することを目的としてございます。試験期間につきましては、7月の中旬、温泉の営業時間外、これの3日間を予定してございます。3日のうち、木質と稲わら1対1でブレンドしたものを2日、木質と麦わら1対1でブレンドしたものを1日、計3日やる予定でございます。測定項目につきましては、送湯管の水温並びに流量、それから、排ガスの温度、燃料使用量、焼却灰の重量、4項目となっております。合わせまして、重油ボイラーとの比較と、給湯施設の循環時のお湯の状態、これを確認をすることになってございます。試験方法につきましては、ペレット及び温泉の重油ボイラー並びに貯湯槽の往復管路、これに、水温と流量の計測機器を設置いたしまして行います。また、温泉施設の蛇口にも設置をしてございます。なお、測定に必要な機材、データ解析を行う技術者が本町にいないことから、地方独立行政法人の北海道立総合研究機構、これの工業試験場の技術支援制度によって活用して行うものでございます。この実証試験につきましては、昨年12月にエネルギーの運営会議、これは製造元の事業者、また温泉、それから、農協、北大、いろんな方が参加していただきまして、この実証試験を行うことを決めてございます。

2点目の灰の関係でございます。融雪剤の関係でございますが、これ国の届け出があるわけでございますが、届け出を出した以後に、実は放射性セシウムの暫定基準値、これが示されてございますので、これの放射性セシウムの検査を今年度内に行う予定でございます。そういったことから、実用に向けては早ければ来年ということでも現段階では考えてございます。以上でございます。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

試験の中身については、詳しくお話しいただきましたので、理解しました。2つ目のことで、その灰のことですけれども、放射性セシウムということで検査されるということですが、実際、これ、昨年の場合もまかななかったの、あれは全部処分するのは、あれは南幌温泉、アンビックス側の負担というふうな形で処理されているんですよ。町のほうからの負担というのは何も発生していないというふうに解釈していいのかなと思うんですけども、何らかの形で、別な方法で処分するだとか、町もお金は当然かからないような方法も必要なんだろうけども、アンビックスのほうも決して経営的には大変なところであるというふうなことは聞いているだけに、何らかの方策として町としては手をくださことはできなかったのか。あくまでその融雪剤という用途だけしか考えられていないのか。その辺りもちょっと再度お伺いしたいところなんですけれども、いかがなんでしょうか。

議長
まちづくり課長
(再答弁)

まちづくり課長。

既に出ている灰につきましては、アンビックスのほうの経費の中で、処分をしていると思います。いろいろな処分の方法があると思いますが、それにつきましてはアンビックスの中での処理方法、産廃のほうなのか、

それを放射性セシウムの影響のない部分でやっているのか、それについては私のほうでは掌握してございませんが、いずれにしても町費では、それは経費はみてございません。また、放射性セシウムの基準値につきまして、許容数値につきましては、農林水産省の基準値ということで出しております。肥料並びに土壌改良材という区分の中で400ベクレルと。1キロ当たり400ベクレル以下ということになってございますので、そういった基準値を踏まえながら、今回、今年中に、これは町の予算でございますが、その検査を行う予定でございます。それを踏まえて、活用できるかどうかの判断をしてみたいと思います。以上です。

議 長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘議員。

再度、ちなみに基準値が400ベクレル以下ということですけども、実際にセシウムとして前回ひっかかったのは、どのぐらいのレベルだったのか、再度、その辺りちょっと参考にお聞かせください。

議 長
まちづくり課長
(再々答弁)

まちづくり課長。

ひっかかったという話ではございません。届け出を国に、要するに融雪剤として肥料と同等に国に届け出した後に、農林水産省の放射性セシウムの基準、許容通知が出たということだけですので、前回、そのセシウムの数値が幾らだったからだめだっていうことではないんです。これから測定をするということでございます。以上です。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

今の稲わらペレットの問題、以前にもお話ししたかと思いますが、木質、稲わらはほとんど問題ないんですが、木質の中に外材が入っている場合、外国のどこが入っているかちょっと今、定かではありませんが、農林水産省からそういう指導が入りました。外材を使っている場合については、検査をして判断をするようにということでありました。今、アンビックスもうちの広教資材で作ったものと、それから、市販の木質のペレットを使っています。その市販の木質ペレットの所在がはっきりしないものですから、どこ産、国内産なのか、外国産なのか、わからなかったから検査をして、その数値をはっきりして使うようにということでございますので、全部が広教資材でやっていけば、広教資材は所在がはっきりしているので問題はなかったのですが、所在のわからないペレットを使うと結局、検査をしてきちんとして、報告をして使うということになりましたので、そういうペレットを導入した時になかった事案が国のほうから示されたもので、今、時期が遅れて、だんだん遅れているんですが、そこをはっきりわかるようにということで、わかってからしようということになりましたので、2、3年、ちょっと遅れたというのは、そういうことなのでご理解いただければと思います。

議 長

ほかにありませんか。

佐藤(正)議員

2番 佐藤 正一議員。

同じく11ページ、総務費の1点目の庁舎等管理経費ですが、先ほどの説明によりますと、今回、空調設備が傷んだというか、故障ということなのでしょうが、そういうことを見込んでということですが、

これはどれぐらいの額を見込んでいるのかと、どの程度の痛みというか、
どういう状況、現状で直さなければならないのか伺います。

それから、もう1点。次に、農林水産業費の農業振興経費の強い農業
づくり事業補助金ですが、これは、2法人にということを出しているよ
うですが、これは機械整備、内容は機械整備ということでご説明があっ
たんですが、どんな整備でこれは2法人に出しているのか。内容をちょ
っともう少し詳しく説明してください。

それから、3点目は土木費ですね。公園費の管理事業で遊友館の修理。
遊友館の、確かに木質部分が引っ込んでいる箇所が2カ所ありました。
今回、修理は58万円ですから、どの程度の、単なる、また板を張り替
えるだけで終わるのかどうか。ちょっとその工事の内容も聞かせてくだ
さい。以上です。

議 長
総務課長

総務課長。

ただいまの佐藤議員のご質問に、まず1点目、庁舎等管理費の工事の
関係でございます。ご説明を申し上げますと、平成25年1月、予算編
成が既に済んでいる時期でございますけれども、役場庁舎ボイラー室の空
調機の温水コイルというのが設置されております。要するに、ボイラー
本体で温めたものを、今度、空調機というところで今度空気を温めて、
こういうところから出しているという、そういう空調機というものがご
ざいすけど、そちらのほうで故障をいたしました。この中に、空調機
の中には温水コイルという、お湯が通る配管みたいなものがございま
すけども、これも役場ができてから30年経過しております、こういう
こともありまして老朽化により破損をいたしました。暖房機のメーカー
に応急処置をお願いしたところでございますけれども、暖房効率も全体の
30%ほどに下がっているということと、省エネルギーの観点からも、
これも改善が必要であると。また、これ以上、温水コイルの破損が進み
ますと、役場庁舎自体の暖房ができなくなるというまでの事態でござ
いますので、今回、設計等もございまして、6月の補正で計上させてい
ただいたところでございます。なお、補正額については4,920万3,
000円ということでございます。これにつきましては、地方債の10
0%充当いただきまして、そのうち交付税で70%の返りがあるという
ことでございます。以上で説明を終わります。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

2点目の強い農業づくり事業、経営体の育成につきまして、私のほう
からご説明を申し上げたいと思います。この経営体の育成事業につつま
しては、平成23年度から創設をされておまして、26年度までの事
業期間となっております。今回、平成24年度の補正予算に対応する事
業でございまして、あくまで機械の整備ではなく、機械の購入でござ
います。それぞれ生産者の方々に、一応ご紹介を差し上げまして、法人2
件、それから、個人1件が申請をされまして、上位機関のほうに申請を
行い、承認をいただいたところでございます。購入機械につきましては、
堆肥の散布機2台、それから、ネギの管理作業機1台、色彩選別機1台、

以上が今回の内容となっております、総体の事業費といたしましては、1,025万2,160円、そのうち助成額といたしましては、10分の3を上限といたしますので、296万7,000円が補助対応となるということで、今回の補正の中に組み入れさせていただいたところでございます。以上です。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

3点目のご質問でございますが、ウッドデッキが老朽化、昨年度の大雪によりましてデッキの土台材が数カ所折れ、デッキの床が抜けたということでございます。これの改修方法といたしましては、土台材10本ほどを替えまして、その上の床板の張り替えをする工事でございます。以上です。

議長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

1点目の空調ですが、これは4,900万円、丸々全部これに充てるということのようでした。庁舎等の耐震工事と書いてありましたから、その中の一部かと思ったんですけど、相当大きな事業費だと思います。私としては、応急のことについても説明がございましたけども、そういうもので賄えられないのかなという部分もあります。とにかく、庁舎内の工事というか公共事業の建物については、いろんな補助金や交付金を使って手早く改修、修理されている。これは公共施設ですから、そうかもしれないませんが、見ていると大きな額がいくわけなんです。先ほど来、一般質問でもいろいろと住民向けの質問がありました。だけど、そういう部分を十分考慮しながら、私はもう少し、建物ばかりに、外壁修理だとかと、さっさとそういうことばかりに交付金を使ってやるのではなくて、やっぱり住民向けな、細かい福祉施策だとかそういうことにももう少し額を上げて、町としてもやれないということではなくて、どうしたらやれるかという視点で、確かに個人情報や何かでいろいろ見れない部分もあるかもしれませんが、そういう面も、やっぱり手広くいろんな人を使ったりしてやれると思います。そういう面がやっぱり欠けているのではないかと。欠けているというか。この際、一般質問を聞いていてそんなことを思ったものですから、合わせてこの質問をさせていただきましたけども、今回も我慢ができるのであれば応急処置がいいと思います。役場も確かに30年経って、傷んでいるということでもありますけれども、かなりの大きな修理費だと思うものですから、ちょっとそのことを1つ申し上げて終わらせていただきます。

それから、2点目の強い農業づくりの事業補助金、機械ですけども、これは今までも出ていて何回かありました。ずっと聞いていたんですけども、例えば、どういう機械を出すというようなことは、これは農協さんが主体でやられているのかもしれませんが、一般農業者にも周知はされているんだと思いますけども、ちょっと私、確認していなかったんですけども、そういう周知もしながら要望を聞いて、対応をしているのかということですよ。その辺もされているかどうかちょっと。どういう基準なんだという、そういう、ただ、強い農業づくり補助事業

って言ったって、これはなかなか農家の人はピンとこないし、地元の農家の人方も、どうして法人にはそういうふうに優先的に機械が入るけども、我々のところには情報が伝わらないなと聞くものですから、やっぱりその辺の周知もやっぱりしていただいて、個人の農家でも集団で買えるとかという手立ては確かにありますけども、そういうものを活用しながらやれると思うので、もう少しその範囲と、活用範囲、どういうことだということの説明、情報を出していただきたいと思います。

それから、3点目の遊友館修理費、これは床を張り替えるということでありました。これは今までなかったんですが、雪害によるもの、古いかもしれませんけども、雪が落ちてああいうふうになったのか。また同じような修理をしても、次から次と行くのではないかと思うんですけども、その辺、あの用途、去年は確かにフェスティバル、バンドによるフェスティバル、あそこの前で開催されておりましたから、そういう使い方はふさわしいんだと思うんですけども、今まであんまりそういう活用はなかったんですね、あそこは。ですから、その辺のことも考えて、修理するなら修理されたのかどうか。もう少し、もし直すのであれば、ただ木質でも張り替えて終わりというのであれば、また同じようなことが、隣のバーというんですか、そして、また引っ込んでくるんじゃないかと思うんですけども、その辺も検討されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

それでは、強い農業づくりの関係でございますけれども、先ほどのご回答、ちょっと説明不足ということだったと思います。まず、平成23年度に本町、人農地プランを策定をしております。国の内容といたしましては、中心経営体の発展を支援していくといったのが大きな国の狙いでございます。そこで、この制度、先ほど申し上げたとおり23年度から創設をされておりますけれども、国のほうとしては、成果目標を定めなさいと。その成果目標というのは7点ばかりございまして、経営面積の拡大、それから、耕作放棄地の解消、3点目といたしまして農業の6次産業化、4点目といたしまして農産物の高付加価値化、5点目といたしまして農業経営の複合化、6点目といたしまして農業経営の法人化、最後に雇用という、この7項目が目標として定められております。それぞれ目標を定めて、その目標に近づけるという形の中で、努力されるという形になるんでしょうけれども、最終的にこのを目標がクリアできないといったことに対しましては、最悪補助金の返還だとかそういった行為がされます。あくまでポイント制になっておりますので、ポイント、例えば高いポイントであれば、その年度で採択になることもございますし、総体的にポイントが低いという形になれば、南幌町として全ての申請者に対して採択を受けられないという形になります。あくまで個人での評価でございませぬので、南幌町全体としての評価になるものですから、最終的にはそのポイントの高いところで採択になるという実態になっております。それで、機械とかそういったものについては特に特定と

いう形ではございませんけれども、そういった形で国のほうとしては、あくまで強い農業を目指していただきたいということでの制度でございますので、そういったところでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

遊友館のデッキでございますが、キャンプシーズンに遊友館に利用者もかなり多く、昨年も、議員がおっしゃられたように、リバーサイドライブコンサートも行っており、今年も行う予定でございます。これからも多くの方に遊友館を利用させていただくためにも、改修は必要と考えております。デッキ以外にも老朽化が進んでおりますので、年次計画により改修を行っていきたくと今のところ考えております。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。それぞれ今、課長からご説明申し上げましたように、いろんな事業があつて、農家の方々、特にトライできるものは情報提供をしながら、少しでもやっていただきたいと。そういう意味では、南幌町の農業の施策については非常に理解を農水省にはしていただいておりますので、何とか町が提出する分については、今のところ認めていただいていると。認めていただいて、今度はそれが、ちゃんと活用されているかどうかによって、また返還の問題も出ておりますので、事業者についてはきちんと使っていただくというのは、この事業でありますので、落ち度のないようにまた指導をしていきたいなというふうに思っています。

それから、遊友館のウッドデッキ、度重なっていろいろ改修工事、何回かこの何年かでやっております。本当に今後、壊れてから直す、壊れてから直す、佐藤議員も心配されている、そのことだろうと思っております。このことは本当にどうあるべきかというのは、ちょっと検討しないといけない。利用者は増えていただいている、これはありがたいんですが、どういう状況がいいのか。壊れてから直すのがいいのか、ある程度、抜本的にもっといいことがあるのなら、ちょっと考えなきゃならない時期に来てるのかなと、そんなことを思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

それから、庁舎の耐震の関係で、併せて、空調が壊れたと。これは、先ほど課長も説明をして、30年経過して、ほとんどもう替わる部分がないぐらいの壊れ方、部品の調達ができない状況で、とりあえず応急処置、今年3カ月ほどさせていただいたところでありまして、多分、議会があつた時、寒かつた時期があつたと思っておりますが、そういう状況なものですから、何とか補助、あるいは、起債のいいものを探しながら充当していくことが町の財布を安定していけるというようなことから、ようやくそれをやっていかなければならない。ただ、今までも悪くなった所は庁舎の中でもぼちぼちと現状に合わせて改修しているところでありまして、やはり建ってから経過年数が30年を超えるといろんな所がこれから出てくるのではないかなと心配をしておりますが、できるだけ町の

財政負担にならないように、いろんな事業の展開を見ながらやっていきたいなというふうに思っております。それで、その部分を含めて、福祉のほうはちょっと遅いんじゃないかと。手当がないんじゃないかというお話であります。それも、うちの町としてできることはいろんな事業をひっくり返して、うちの町で取り入れるものについては取り入れさせていただいておりますが、国、道と見ても、そちらのほうについては非常に手当が薄い、私が見てる感じでは薄いんですよ。その中で今、道の事業だとか国の事業を取り入れながら福祉関係、困った世帯にできるだけできるようにさせていただこうと思っておりますし、これからもいろんな事業の取り組みの中で、何とかまちづくりができるように努力をさせていただきたいなと、そんなふうに思っています。

議長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

町長からもご答弁いただきまして、ご丁寧にありがとうございます。内容はよく理解しますが、1点だけ、強い農業づくりについては、町長のおっしゃるとおり南幌町の農業というのは、本当に全国一なんだろうと。誇れる町の農業体制だと思います。それだけやっぱり今まで実績があるということでありましたので、やはり規模の大きい部分とかそういう部分については、もう文句なしだと思うんですが、やはりそのほかの部分についても、もう少し目を配って、全体が底上げできるようなことで、強い農業づくりという事業であります。もう少しその辺、可能になれるような範囲のある程度の情報も集めながら。何を求めているかという、農家の人たちも。そういう情報も集めながら、そして、手当してやってほしいと思います。法人は、それぞれ力があります。うちの法人は。しっかりされていると思いますので、ほかの部分でももう少し目を配ってやっていただきたいなということを一つ申し上げて終わります。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第46号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、午後1時まで休憩をとりたいと思います。

(午前11時56分)

(午後 1時00分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程7 議案第47号及び日程8 議案第48号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程7 議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

●日程8 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、いずれも北空知圏学校給食組合の新規加入申請に伴う、組合規約の一部変更のため、各組合構成団体との協議が必要となることから、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。まず、本規約の変更につきましては、組合に北空知圏学校給食組合が新たに加わったことによって行われるものでございます。次ページをお開きください。説明につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で、議案47号の説明を終わります。

それでは、一括ということでございますので、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明を申し上げます。本規約の変更につきましても、組合に北空知圏学校給食組合が新たに加わったことによって行われるものです。次ページをお開きください。説明は、同様に朗読をもって代えさせていただきます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で、議案第48号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第48号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 報告第4号 平成24年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました報告第4号 平成24年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第4号 平成24年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。次ページをお開きください。平成24年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回ご報告いたします繰越明許費につきましては、3月議会定例会において既に議決いただいているところでございます。内容といたしましては、5款農林水産業費1項農業費、食料供給基盤強化特別対策事業であり、翌年度繰越額が9,041万9,000円であります。

また、同じく5款1項の道営経営体育成基盤整備事業では、翌年度繰

越額が776万9,000円となります。

次に、7款土木費2項道路維持費、町道維持管理事業は、翌年度繰越額が310万8,000円となっており、いずれの事業につきましても、平成24年度内の執行ができなかったため翌年度に繰り越すものでございます。以上で報告第4号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成24年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程10 発議第10号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程11 発議第11号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程12 発議第12号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程13 発議第13号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第14号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第14号を追加いたします。

●追加日程1 発議第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

(起立)

どうもご苦労様でした。

(午後 1時12分)

志賀浦議員
議長

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

4 番 _____

5 番 _____